

医薬監麻発 1031 第 5 号
令和 6 年 10 月 31 日

各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

医 薬 局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

大麻草研究栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について

令和 6 年 12 月 12 日に施行される大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）第 1 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 141 号）第 3 条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第 22 条の 4 の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成 12 年厚生省令第 129 号）の規定により、大麻草研究栽培者に係る免許付与権限等について地方厚生（支）局長に委任されたことから、大麻草研究栽培者免許の申請、当該免許を受けた者の義務その他当該免許の取扱い等をまとめたものを作成しましたので、下記事項を御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願います。

記

1 大麻草研究栽培者免許証等の様式について

別添 1 のとおり、

- ・大麻草研究栽培者免許証【様式（1）】
- ・大麻持出し許可書 【様式（2）】
- ・大麻草研究栽培者名簿 【様式（3）】

を作成したので、免許事務の運用に当たり、参考とすること。

2 大麻取扱いの手引き（大麻草研究栽培者向け）について

別添2のとおり「大麻取扱いの手引き（大麻草研究栽培者向け）」（当該手引きに添付の別記様式1から9までを含む。）を策定したことから、これに基づき、免許申請者、大麻草研究栽培者等に対する指導を実施すること。

3 大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答について

別添3のとおり、「2 大麻取扱いの手引き（大麻草研究栽培者向け）」に対する質疑応答を作成したことから、免許事務の運用に当たり、参考とするこ
と。

以 上

第一号

大麻草研究栽培者免許証

住所

氏名

生年月日

大麻草の栽培の規制に関する法律第13条
第1項の規定により免許を受けた大麻草研究
栽培者であることを証明する。

令和 年 月 日

地方厚生（支）局長

令和 年 月 日から

有効期間

令和 年 月 日まで

許 可 事 項

栽 培 地

| 栽培地の番号 | 位置 | 面積(アール) |
|------------------|----|-----------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 栽培地の数 | 箇所 | 栽培面積合計 (アール) |
| 業務上大麻を取り扱う事務所の位置 | | |
| 備考 | | |

大麻持出し許可書

第 号

住 所

大麻草研究栽培者

氏 名

令和 年 月 日
付けで申請のあった大麻持出しを、大麻草の栽培
の規制に関する法律第17条第1項において準用する第11条の規定によ
り、申請のとおり許可する。

令和 年 月 日

地方厚生（支）局長

樣式 (3)

大麻草研究栽培者名簿

別添2

大麻取扱いの手引き（大麻草研究栽培者向け） (令和6年12月版)

はじめに

1. 令和5年12月に成立した「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）」により、大麻草の栽培に関する規制が2段階で整備されます。これにより、栽培を含む大麻草の取扱いが大きく変わりますのでご注意ください。

この手引きにおいては、以下のように用語を略称します。

- ・ 「旧法」とは、改正法第1条による改正前の「大麻取締法」をいいます。
- ・ 「現行法」とは、改正法第1条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいいます（令和6年12月12日施行）。
- ・ 「新法」とは、改正法第2条による改正後の「大麻草の栽培の規制に関する法律」をいいます（令和7年3月1日施行）。
- ・ 「麻向法」とは、改正法第3条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法」をいいます。
- ・ 「省令」とは、「大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則」をいいます。
- ・ 「麻向法施行規則」とは、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令第1条による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則」をいいます。

なお、大麻草研究栽培者に関しては、現行法第13条第2項又は第17条第1項において、大麻草採取栽培者に関する規定が準用されています。以下に記載する現行法の規定は、現行法第13条第2項又は第17条第1項において準用されているものを含みます。

2. 改正法では、以下のように経過措置がとられています。

(1) 旧法の経過措置

現行法の施行の際（令和6年12月12日）に現に免許を受けている旧法の大麻研究者については、その免許の有効期間内（令和6年12月31日まで）は、現行法施行後もそのまま旧法の大麻研究者として扱われます。

ただし、現行法施行後は、大麻は麻薬となるため、麻向法第24条第1項（譲渡し）、第26条第1項及び第3項（譲受け）、第28条第1項（所持）、第32条（譲渡証・譲受証）並びに第62条第1項（同一人が2以上の資格を有する場合の取扱い）の規定が適用されます。

(2) 現行法の経過措置

令和7年1月1日から2月28日までに免許を受けた大麻草研究栽培者は、その免許の有効期間内（同年12月31日まで）は、新法施行後もそのまま現行法の大麻草研究栽培者として扱われます。

第1 免許（現行法の規定に基づき「大麻草研究栽培者」になろうとする方）

（1）免許の申請手続（現行法第13条第1項）

大麻草研究栽培者の免許を受けようとする方は、栽培地を管轄する地方厚生（支）局の局長（以下「地方厚生局長」といいます。）に免許を申請してください。

申請を行う際には、次の書類等が必要です（詳細については、各地方厚生（支）局麻薬取締部（以下「地方厚生局麻薬取締部」といいます。）にお尋ねください。）。

なお、大麻草研究栽培者は、個人による免許の取得が前提です。法人による免許の取得はできませんので、ご注意ください。

① 大麻草研究栽培者免許申請書（省令別記第1号様式）

※ 栽培地の数、位置及び面積については、複数の栽培地がある場合には栽培地ごとにその位置と面積を追加して記載してください。

- ・ 位置は、栽培地の登記事項証明書のほか、全体の区域が分かる図面に当該年中に作付けする部分に網掛けする、着色するなどして分かるようにしてください。
- ・ 面積は、アール換算で算出してください。

※ 「業務管理体制」の欄には不正流通、濫用防止等の観点から

- ・ 業務上大麻を取り扱う事務所の所在地、名称
- ・ 大麻草研究栽培者及び補助者の氏名や業務上の役割
- ・ 盗難防止対策及び滅失等の事故が生じた場合の対応等について記載してください。

② ⑦略歴を記載した書類、①住民票の写し、⑦公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他地方厚生局長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

※ 身分証明書又は資格証明書には、以下のようないことがあります。このほかの書類等を提出しようとするときは、申請先の地方厚生局麻薬取締部にご相談ください。

- ・ マイナンバーカード
- ・ 運転免許証
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）

③ 免許を受けようとする者が精神の機能の障害又は麻薬中毒者であるかいかに關する医師の診断書（別記様式1）

- ④ 免許を受けようとする者が現行法第5条第2項に規定する欠格事由に該当しない旨の宣誓書（氏名部分は自署してください。）
（別記様式2）
- ⑤ 栽培地の登記事項証明書
- ⑥ 栽培地の区域を示す図面（栽培地全体が分かる図面に、栽培地とする部分に網掛けや着色するなどして区域が分かるようにしてください。）
- ⑦ 栽培地が自己の所有でないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写し等（免許を受けようとする者が栽培地を使用することができるることを証明する書類です。）
- ⑧ 免許を受けようとする者が現に現行法第2条第3項の大麻草栽培者である場合は、当該免許証の写し
- ⑨ 研究計画書
- ⑩ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真（業務上大麻を取り扱う事務所とは、大麻の保管施設等をいいます。また、事務所内に事務作業スペースを設ける場合は、保管施設と明確に分離してください。）

(2) 免許の有効期間等（現行法第14条、第7条第2項）

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の12月31日まで（最長1年間）です。

免許証は、他人に譲り渡したり、貸与したりすることはできません。

(3) 免許の取消し（現行法第12条の4第1項、第2項）

免許の取消しを受けようとするときは、次の事項を記載した「大麻草研究栽培者免許取消届」（省令別記第3号様式）に免許証を添えて、地方厚生局長に届け出してください。

① 免許証返納の理由及びその年月日

理由は、具体的に記載してください。

② 現在の大麻草の作付面積

作付面積は、アール換算で算出してください。

③ 現に所有する大麻の品名及び数量

大麻は、品種ごとに品名を記載し、数量については品種ごとの重量を記載してください。

栽培中の大麻草の本数は、概ね100本を超えるような場合は、1メートル四方における本数×作付面積として計算してください。

収穫したものは、重量（複数品種を栽培している場合には、品種ごとの重量）で計上して記載してください。

重量で記載する場合は、キログラム単位又はグラム単位で表すものとし、キログラム単位で記載する場合であって小数点以下1位未満の端数があるときはこれを四捨五入し、グラム単位で記載

する場合であって小数点以下の端数があるときはこれを四捨五入してください。

重量が数十キログラムを超えるようなものは、大麻草1本当たりの重量×推定本数として計算するか、フレキシブルコンテナバック等の容器に収納するなどし、その収納容量から重量を推定してください。この場合、小数点以下の端数については省略して構いません。

大麻草に品名がない場合は、栽培年（西暦）－特定の番号で分類して記載してください（例、「2025-1」）。

(4) 大麻草研究栽培者が死亡した場合（現行法第12条の4第3項）

大麻草研究栽培者が死亡したときは、相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者が、30日以内に免許証を添えて、「大麻草研究栽培者死亡等届」（省令別記第4号様式）により、地方厚生局長に届け出してください。

なお、現に大麻がない場合でも、その旨を届け出してください。

※届出書の記載方法は、(3)免許の取消しを参考にしてください。

(5) 免許の失効

免許は、次の場合にその効力を失います。①又は②に該当する場合における免許証の取扱いについては、(7)免許証の返納に従って処理してください。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 現行法第12条の3第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ 現行法第12条の4第1項の規定により大麻草研究栽培者が免許の取消しを受けようとするときに係る届出をし、それを受けた地方厚生局長が当該届出に係る免許を取り消した場合
- ④ 大麻草研究栽培者が死亡した場合

(6) 免許証の再交付（現行法第7条第3項、第4項）

免許証を毀損し、又は亡失したときは、15日以内に、毀損した場合は当該免許証を添えて、「大麻草研究栽培者免許証再交付申請書」（別記様式4）により、地方厚生局長に免許証の再交付を申請してください。

また、免許証を亡失し免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「大麻草研究栽培者免許証返納届」（別記様式5）により、地方厚生局長に発見した当該免許証を返納してください。

(7) 免許証の返納（現行法第7条第5項）

免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は現行法第12条の3第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「大麻草研究栽培者免許証返納届」（別記様式5）により、地方厚生局

長に免許証を返納してください。

第2 大麻草研究栽培者名簿（現行法第6条）

(1) 大麻草研究栽培者名簿

地方厚生局麻薬取締部に備えられた大麻草研究栽培者名簿には、次の事項が登録されています。

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所地、氏名及び生年月日
- ③ 栽培地の数、位置及び面積
- ④ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置
- ⑤ 研究目的
- ⑥ 免許に付した条件
- ⑦ 免許証の再交付の事由及び年月日
- ⑧ 現行法第12条の3第2項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

(2) 大麻草研究栽培者名簿の登録事項の変更

大麻草研究栽培者名簿の登録事項のうち以下のものに変更が生じたときは、それぞれそのことが分かる書類を添えて、15日以内に「大麻草研究栽培者名簿登録事項変更届」(別記様式3)により、地方厚生局長にその旨を届け出してください。

- ・ 住所地又は氏名
- ・ 栽培地の数、位置及び面積
- ・ 業務上大麻を取り扱う事務所の位置

変更の届出に当たっては、変更の内容に応じて、「第1 免許」の(1)に記載の資料を提出してください。

なお、変更の内容によっては、免許の再申請が必要となる場合がありますので、速やかに地方厚生局麻薬取締部に相談してください。

免許の再申請が必要となる場合とは、例えば、

- ① 申請時における研究計画において想定されていなかった栽培地を追加する場合において、当該栽培地の面積が、既存の栽培地の面積(申請時、研究計画書で示していたものを含む。)を含め概ね3分の1を超える場合
- ② 申請時における栽培目的から全く異なる目的を追加又は変更する場合

等があたるものと考えます。

第3 年間報告（現行法第15条）

大麻草研究栽培者は、免許の有効期間について、その翌年の1月31日までに、「大麻草研究栽培者の年間報告書」(省令別記第5号様式)により、次

の事項を地方厚生局長に報告してください(免許の有効期間が満了した者を含みます。)。

① 大麻草の作付面積

作付面積の記載方法は、「第1 免許」の(3)②を参考にしてください。なお、栽培地全体の区域が分かる図面に当該有効期間中に作付けした部分に網掛けする、着色するなどして分かるようにし、年間報告書に添付してください。

- ② 当該有効期間の初日に所持した大麻の品名及び数量
- ③ 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- ④ 当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の品名及び数量
- ⑤ 当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量

上記②～⑤の品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にしてください。

第4 譲渡し・譲受け

大麻の譲渡し・譲受けは、麻向法の規定に基づいて行われます。麻向法第24条第1項第4号の規定により、大麻草研究栽培者は、大麻草を研究する目的で所持している大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

なお、その譲渡し・譲受けは、原則として、手渡しによって行ってください。ただし、遠方等によりどうしても手渡しが難しい場合は、あらかじめ輸送機関と調整のうえ、盜難防止策を講じて配達してください。

(1) 譲渡し（麻向法第24条、第32条）

- (ア) 大麻を譲り渡すときは、あらかじめその相手方である大麻草栽培者等から「麻薬譲受証」（麻向法施行規則別記第16号様式）の交付を受けるか、又は麻薬譲受証と引換えでなければ、大麻や「麻薬譲渡証」（麻向法施行規則別記第17号様式）を交付することができません。
- (イ) あらかじめ麻薬譲受証の交付を受けた場合は、麻薬譲受証の記載事項及び押印等に不備がないか確認してください。
- (ウ) 麻薬譲渡証は、大麻を譲り渡す大麻草研究栽培者が作成してください。麻薬譲渡証に押印だけをして他の大麻草栽培者等に先渡しておく、いわゆる白紙委任や、他の大麻草栽培者等に麻薬譲受証を作成させ、押印だけをするということは行わないでください。
- (エ) 麻薬譲渡証には、譲渡人である大麻草研究栽培者の氏名を記載し、大麻草研究栽培者の専用印（他の用務と併用する印は認められません。）を押印してください。
- (オ) 品名及び数量の記載方法は、「第1 免許」の(3)③を参考にして

ください。

- (カ) 麻薬譲渡証の容量及び箇数の欄は、記載する必要はありません。
- (キ) 麻薬譲受証は、紙媒体による譲受証の交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて電磁的記録媒体を交付することも可能です。例えば、改変の有無を確認できる措置等を講じた上で、PDF ファイルのメール送信や、記録がなされた磁気ディスク等の交付等により交付を行うことができます。
- (ク) 大麻を譲り渡す際は、譲受人である大麻草栽培者等の立会いの下、次の事項について確認してください。
 - ・ 麻薬譲渡証に記載された大麻の品名及び数量と現品が相違しないか
 - ・ 麻薬譲渡証の記載事項や押印等に漏れなどの不備はないか
- (ケ) 大麻を譲り渡した大麻草研究栽培者は、麻薬譲受証の交付を受けた日から 2 年間、当該麻薬譲受証を保存してください。電磁的記録で交付を受けた場合（電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムなどにより記録されたもの。）は、その記録について当該提供を受けた日から 2 年間保存してください。
- (コ) 麻薬譲受証を紛失し、又は毀損した場合は、理由書等（毀損した場合は、当該麻薬譲受証を添付）を相手方の大麻草栽培者等に提出し、麻薬譲受証の再交付を受けてください。
- (サ) 大麻を譲り渡すため栽培地から栽培地外へ大麻を持ち出す場合は、あらかじめ地方厚生局長から、現行法第 11 条に規定する持出しの許可を受ける必要があります（「第 7 大麻の持出し」参照）。

(2) 免許の失効に伴う譲渡し等（現行法第 12 条の 4、第 12 条の 5）

免許の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く。）、免許の取消しを受けた者及び大麻草研究栽培者が死亡したことによりその旨を届け出なければならない者（「第 1 免許」の(5)参照）は、それらの事態が発生した日から 50 日以内であれば、麻向法第 24 条の規定にかかわらず、所有している大麻を他の大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。

この場合は、大麻を譲り渡した日から 15 日以内に「大麻譲渡届」（別記様式 6）により、地方厚生局長に届け出てください。

50 日以内に他の大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができない場合は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」（麻向法施行規則別記第 11 号様式）により届け出た後、都道府県職員の立会いの下廃棄してください（「第 8 廃棄」参照）。この廃棄は、免許の有効期間満了等の事態が発生した日から 50 日以内に完了してください。

大麻草研究栽培者が死亡した場合には、その旨を届け出なければならない者が代わって行ってください。

- (3) 譲受け（麻向法第26条、第32条）
- (ア) 大麻草研究栽培者は、他の大麻草栽培者から大麻を譲り受けることができます。
- (イ) 大麻を譲り受けるときは、あらかじめその相手方である大麻草栽培者に「麻薬譲受証」（麻向法施行規則別記第16号様式）を交付するか、又は相手方である大麻草栽培者が交付する「麻薬譲渡証」（麻向法施行規則別記第17号様式）と引換えに麻薬譲受証を交付してください。
- (ウ) 大麻の譲受けに関する上記以外の事項については、(1) を参考にしてください。

第5 保管（現行法第16条）

- (1) 所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）は、栽培地内に放置等せず、大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管してください。
- (2) 大麻草研究栽培者が同時に麻薬研究者の免許を受けている場合は、他の麻薬を保管している麻薬研究施設内の「鍵をかけた堅固な設備」に、所有する大麻を当該設備内に保管することができます。ただし、どちらの免許に基づき保管している物かどうか区別がつくように保管してください。

第6 記録

(1) 帳簿の記載（現行法第10条）

大麻草研究栽培者は、栽培する大麻を管理するための帳簿を事務所に備え、これに次の事項を記載してください。大麻の品名、数量等の記載方法は、「第3 年間報告」を参照してください。

- (ア) 採取した大麻の品名及び数量並びにその年月日
- ・ 採取日は、刈入年月日を記載してください。
- (イ) 大麻を譲り渡したときは、その品名及び数量並びにその年月日並びに譲り渡した相手方の氏名（法人又は団体の場合は名称）及び住所
- ・ 払出しの年月日は、麻薬譲渡証に記載した年月日としてください。このほか、備考欄には、譲受側の大麻草栽培者等の氏名（法人又は団体の場合は名称）及び住所（麻薬研究施設の設置者である場合は、当該施設の名称及び所在地）等を記載してください。

- (カ) 大麻を譲り受けたときは、その品名及び数量並びにその年月日並びに譲り受けた相手方の氏名（法人又は団体の場合は名称）及び住所
- ・ 受入れの年月日は、麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証に記載された年月日と実際に大麻を譲り受けた日が異なる場合には、備考欄に実際に大麻を譲り受けた日を記載してください。このほか、備考欄には、譲渡側の大麻草栽培者の氏名及び住所（法人又は団体である場合は名称及び所在地）等を記載してください。
- (イ) 大麻を廃棄したときは、その大麻の品名及び数量並びにその年月日
- ・ 栽培地内で廃棄した場合は、備考欄に届出年月日を記載の上、立会人が署名又は記名押印してください。
- (オ) 事故が発生したときは、事故を届け出た大麻の品名及び数量
- ・ 備考欄に届出年月日を記載し、事故年月日は、事故発生日又は事故発見日を記載してください。
- (カ) 研究のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日
- ・ 使用の都度、記載してください。基本的には本数で計上し、重量をかっこ書で併記してください。
- (キ) このほか、管理上、次の項目を記載することが望ましいです。
- ・ 播種した数量及び播種年月日
 - ・ 栽培中の大麻草の本数
 - ・ 栽培中に枯死又は間引きした大麻草の本数

(2) 記載上の留意事項（紙媒体による帳簿の場合）

- (ア) 帳簿は品名（品種）ごとに口座を設けて記載してください。
- (イ) 帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使用してください。
- (カ) 帳簿に訂正があるときは、訂正する部分を2本線で判読可能なように削除してその脇に訂正後の文字を記載し、訂正した箇所には訂正者等の印を押してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
- (イ) 帳簿には、上記(1)(ア)～(キ)の事項があった都度記載をすることが原則です。
- (オ) 大麻草研究栽培者と麻薬研究者の両方の免許を有する方が、自ら栽培した大麻を麻薬研究者として研究する場合は、大麻に関する帳簿には大麻草研究栽培者から麻薬研究施設の設置者に対する譲渡しとして必要事項を記入し、麻薬研究施設に備えられている麻薬研究者に関する帳簿には譲受けとして必要事項を記載してください。なお、当該譲渡受においても、麻薬譲渡証及び麻薬譲受証を作成し、第4「譲渡し・譲受け」(1)、(3)を参考の上、交付等を行ってください。

さい。

(カ) 帳簿は、最終の記載の日から2年間保存してください。

大麻草研究栽培者に係る帳簿の記載例

| 品名 | 2024-01 | | | | | | (数量：重量又は本数) |
|-----------|--------------------|------|------|---------|------|------|--|
| 年月日 | 栽培中（本） | | | 保管中（重量） | | | 備考 |
| | 増加 | 減少 | 総数 | 受入れ | 払出し | 総量 | |
| R6. 1. 1 | | | 2 本 | | | 40g | 前年から繰り越し |
| R6. 2. 1 | | 2 本 | 0 本 | 200 g | | 240g | 栽培した大麻草を採取 (1 本あたり 100g) |
| R6. 2. 2 | | | 0 本 | | 100g | 140g | 麻薬研究施設の設置者△△ (麻薬研究者●●(本人)、免許番号：東京 2023-111) ～譲渡し |
| R6. 5. 5 | 23 本 | | 23 本 | | | 140g | R6. 5. 1 播種 (種子 0.6g) |
| R6. 5. 25 | | 3 本 | 20 本 | | | 140g | R6. 5. 5～5. 24 1 本枯死、2 本間引き R6. 5. 24 大麻廃棄届 R6. 5. 25 廃棄 立会人署名 (又は記名押印) |
| R6. 6. 1 | 5 本 (150g)) | | 25 本 | | | 140g | 挿し木として 5 本 (150g) 使用。 |
| R6. 6. 2 | | | 25 本 | | | 140g | 接ぎ木として 5 本 (50g) を栽培中の大麻草に使用。 |
| R6. 7. 1 | 10 本 | | 35 本 | | | 140g | 厚生太郎 (東京都千代田区…) から大麻草 10 本譲り受け。 R6. 7. 2 納品 |
| R6. 7. 15 | | | 35 本 | 30g | | 170g | 麻薬次郎 (愛知県名古屋市…) から大麻 30g 譲り受け R6. 7. 20 納品 |
| R6. 8. 10 | | 17 本 | 18 本 | | | 170g | 大麻株式会社 (東京都霞が関 3-3-3) (免許番号：東京 2024-123) ～栽培中の大麻草 17 本を譲り渡し R6. 8. 5 持ち出し許可取得 |

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------------------|------|-------|-------|-------------|--|
| R6. 8. 20 | | 2 本 (500g)) | 16 本 | 500 g | | 670g | 研究のため 2 本 (500g) を収穫、 使用 |
| R6. 8. 25 | | 3 本 (700g)) | 13 本 | 750g | | 1, 420 g | 研究のため 3 本 (700g) を収穫、 このほか栽培中の 1 本のうち、 1 枝分 (50g) を併せて収穫、使 用 |
| R6. 8. 26 | | | 13 本 | | 500 g | 920g | 麻薬研究施設の設置者△△ (麻薬研究者●● (本人)、免許 番号 : 東京 2023-111) へ譲渡 し |
| R6. 9. 1 | | 5 本 | 8 本 | | 500g | 420g | 大麻草 5 本と大麻 500g 廃棄 R6. 8. 30 大麻廃棄届 R6. 9. 1 廃棄 立会人署名 (又は 記名押印) |
| R6. 9. 15 | | 5 本 | 3 本 | | | 420g | 栽培地外で廃棄 R6. 9. 10 大麻廃棄届 R6. 9. 15 廃棄 (東京都千代田区 1-1-1 において廃棄) 麻薬取締官●●他 1 名立会 |
| R6. 9. 20 | | | 3 本 | | | 410g | 秤量し直し 乾燥により 10 g 減少 立会人署名 (又は記名押印) |
| R6. 10. 1 | | 2 本 | 0 本 | | 100g | 310g | R6. 10. 1 所在不明発覚 (盜難 の疑いあり) R6. 10. 1 ●●警察署に届出、 大麻事故届提出 |

第7 大麻の持出し (現行法第 11 条)

所有する大麻を栽培地外に持ち出すためには、地方厚生局長の許可を受ける必要があります。(ただし、地方厚生局長に届け出た上で地方厚生局麻薬取締部の職員の立会いの下、栽培地外で大麻を廃棄する場合は、廃棄届の提出で足り、持出しの許可は必要ありません。)。

大麻の持出しは、大麻草の研究を目的として栽培地から栽培地外の施設に大麻草を移動させる場合や、他の大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合などに行われることが考えられます。

複数の栽培地を登録している場合、その栽培地から他の栽培地へ大麻を持ち出す場合であっても、この持出しの許可が必要ですのでご注意ください。

大麻の持出しの許可を受けるに当たっては、持ち出そうとする大麻の品名及び数量、持出先の名称及びその所在地、持出しの理由等を記載した「大麻草研究栽培者持出し許可申請書（別記様式7）」を、地方厚生局長に提出してください。

なお、大麻を譲り渡す際には、持出し許可に加えて、「第4 譲渡し・譲受け」に記載の麻薬譲渡証、譲受証による譲渡手続も必要なことに注意してください。

この場合、持出し許可における持出先と麻薬譲渡証の相手方が一致していることを確認する必要がありますので、相手方の免許証の写しを申請書に添付してください。

※「持出先の名称及びその所在地」について、他の大麻草栽培者等に大麻を譲り渡す場合は、名称の欄に名称とともにその相手方の免許証の種類及び番号を記載してください。

第8 廃棄（現行法第12条）

(1) 栽培地内で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地内で廃棄するときは、あらかじめ、廃棄しようとする大麻の品名及び数量、廃棄の年月日、大麻を廃棄する栽培地の場所等を記載した「大麻廃棄届」（別記様式8）により、地方厚生局長に届け出してください。

廃棄量の記載について、栽培中の大麻を大量廃棄するような場合は、栽培地1メートル四方又は大麻草1本あたりの廃棄量を元に全体の廃棄量を概算してください。なお、栽培期間中の枝打ちや落葉によって生じる大麻の廃棄については、現に生育している大麻の収穫時点、栽培地に生育中の大麻草がなくなった時点等に合計数量をまとめたものに係る廃棄届を提出しても構いません。

廃棄は、焼却、埋却など、大麻を回収することが困難な方法によって行ってください。また、埋却の際は、土にすき込むなどして再び取り出すことができないようにしてください。

廃棄方法については、廃棄場所周辺の状況を考慮し、適切な方法を選択してください。

また、廃棄した場合は、帳簿備考欄へのその旨、日付を記載するとともに、立会人の署名又は記名押印をさせてください。

(2) 栽培地外で大麻を廃棄する場合

大麻を栽培地の外に持ち出して廃棄するときは、あらかじめ、上記の大麻廃棄届を地方厚生局長に届け出た上、地方厚生局麻薬取締部の職員の立会いの下、廃棄してください。

この場合、帳簿備考欄への廃棄年月日、廃棄場所及び地方厚生局麻薬取締部の職員が立ち会った旨の記載が必要です。

※ 大麻草研究栽培者が大麻を廃棄しようとする場合、その手続は、

麻向法ではなく現行法が適用されますので、ご注意ください。

第9 事故（現行法第12条の2）

所有する大麻に滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、事故が生じた大麻の品名及び数量、事故の発生状況等を記載した「大麻事故届」（別記様式9）により、地方厚生局長に届け出してください。

大麻事故届の提出に当たっては、次の事項に注意して記載してください。

- ・ 事故が生じた大麻の品名及び数量については、品種ごとに品名、重量を記載してください。
- ・ 事故発生の状況については、事実関係を詳細に説明してください。

なお、盗取の疑いがある場合は、速やかに警察署にも届け出してください。

大麻事故届を提出した場合には、帳簿の備考欄にその旨を記載し、大麻事故届の写しを保管してください。

事故に伴い大麻を廃棄する場合（事故が生じた大麻の一部が残っている場合であって、当該大麻を廃棄するときに限る。）は、大麻事故届にその経緯を詳細に記入してください。その際、栽培地内で廃棄する場合は既に事故届を地方厚生局長に提出していますので別途大麻廃棄届を提出していただく必要はありませんが、栽培地外で廃棄する場合は、現行法第12条第2項の規定により更に「当該職員の立会い」が必要とされていますので、廃棄するときはあらかじめ廃棄届を提出してください。

第10 立入検査（現行法第21条）

- (1) 立入検査は、現行法の施行のため特に必要があるときに行われますが、犯罪捜査の目的で行われるものではありません。立入検査を行う職員（麻薬取締官、麻薬取締員、その他の職員）は、身分を示す証票を携帯していますので、提示を求めて確認してください。
- (2) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります。

第11 その他

- (1) 麻薬研究者は、研究の目的で大麻及び麻薬であるΔ9-THCを所持することはできますが、大麻草を栽培することはできません。この場合、大麻草研究栽培者免許が必要ですのでご注意ください。
- (2) 地方厚生局長への申請、届出等については、地方厚生局麻薬取締部において事務手続を行っています。

別記様式1

診 断 書

| | | | | |
|---------|-------|-----|---|---|
| 氏 名 | | 性 別 | 男 | 女 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 齢 | 歳 | |

上記の者について、下記のとおり診断します。

(各項目について該当する□欄にチェック☑を付けてください。)

1 精神機能

精神機能の障害

- 明らかに該当なし
 専門家による判断が必要

「専門家による判断が必要」に該当する場合は、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況を記載すること(できるだけ具体的に。詳細については別紙も可)

2 麻薬中毒

- なし
 あり

| | | | |
|-------|---------------------------------------|------|--|
| 診断年月日 | 年 月 日 | | |
| 医 師 | 病院、 診療所 又は介 護老人 保健施 設等 | 名 称 | |
| | | 所在 地 | |
| | | 電話番号 | |
| | 氏 名 | | |

別記様式2

宣誓書

年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

住所
氏名

大麻草の栽培の規制に関する法律第13条第2項において準用する第5条第2項の規定の欠格事項である

- (1) 同法律第12条の3第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していないこと。
- (2) 麻薬中毒者（麻薬及び向精神薬取締法第2条第1項第25号に規定する麻薬中毒者）であること。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられた者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(5)において「暴力団員等」という。）であること。
- (5) 暴力団員等が事業活動を支配する者であること。

上記のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

別記様式3

大麻草研究栽培者名簿登録事項変更届

| 免 許 証 の 番 号 | 第 号 | 免 許 年 月 日 | 年 月 日 |
|---|------------------|-----------|-------|
| 変更すべき事項 | | | |
| 変更前 | 栽培地の数・位置・面積 | | |
| | 業務上大麻を取り扱う事務所の位置 | | |
| | 住所地・氏名 | | |
| | その他の | | |
| 変更後 | 栽培地の数・位置・面積 | | |
| | 業務上大麻を取り扱う事務所の位置 | | |
| | 住所地・氏名 | | |
| | その他の | | |
| 変更の事由及びその年月日 | | | |
| 上記のとおり、名簿登録事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。 年 月 日 住 所 氏 名 地方厚生（支）局長 殿 | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

別記様式4

| |
|----|
| 取入 |
| 印紙 |

大麻草研究栽培者免許証再交付申請書

| | | | |
|------------------------------|----|-------|-----|
| 免許証の番号 | 第号 | 免許年月日 | 年月日 |
| 再交付の事由 及びその年月日 | | | |
| 上記のとおり、免許証の再交付を申請します。 年月日 | | | |
| 住所 | | | |
| 氏名 | | | |
| 地方厚生（支）局長 殿 | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 毀損の場合は、当該免許証を添えて申請すること。

別記様式5

大麻草研究栽培者免許証返納届

| | | | |
|-----------------------------------|-----|-----------|-------|
| 免 許 証 の 番 号 | 第 号 | 免 許 年 月 日 | 年 月 日 |
| 免 許 証 返 納 の 事 由 及 び そ の 年 月 日 | | | |
| 上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。 年 月 日 | | | |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 地方厚生（支）局長 殿 | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第13条第2項において準用する第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

別記様式 6

大麻譲渡届

年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

住所

統柄

氏名

大麻を譲渡したので次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|-----|-------------|-----|
| 譲 渡 人 | 期間満了等の前の免許証の番号 | | 第 号 | |
| | 大麻を業務上取り扱っていた場所・期間満了等の大麻草研究栽培者 | 所在地 | | |
| | | 名 称 | | |
| | 免許期間満了者等 | 住 所 | | |
| 氏 名 | | | | |
| 譲 渡 年 月 日 | | | | |
| 譲 渡 し た 大 麻 | 品 名 | | 数 量 | |
| | | | | |
| 譲 受 人 | 免 許 の 種 類 | | 免 許 証 の 番 号 | 第 号 |
| | 大麻を業務上取り扱う事務所又は麻薬研究施設 | 所在地 | | |
| | | 名 称 | | |
| | 大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者 | 住 所 | | |
| 氏名又は名称 | | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 免許期間満了者等が大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に大麻を譲り渡した際に用いること。

別記様式 7

大麻草研究栽培者持出し許可申請書

| | | | |
|----------------------------------|-------|-----------|-------|
| 免 許 証 の 番 号 | 第 号 | 免 許 年 月 日 | 年 月 日 |
| 持ち出そうとする 大麻の栽培地の所在地 | | | |
| 持ち出そうとする 大 麻 の 品 名 及 び 数 量 | 品 名 | 数 量 | |
| 持 出 先 の 名 称 及 び 所 在 地 | 所 在 地 | | |
| | 名 称 | | |
| 持 出 し の 理 由 | | | |
| 持 出 し の 年 月 日 | | | |
| 上記のとおり、大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 地方厚生（支）局長 殿 | | | |

(注意)

用紙の大きさは、A4 とすること。

別記様式8

大麻廃棄届

| | | | |
|-------------------------|----|-------|-----|
| 免許証の番号 | 第号 | 免許年月日 | 年月日 |
| 栽培地の所在地 | | | |
| 大麻を取り扱う事務所の所在地 | | | |
| 廃棄しようとする大麻の品名及び数量 | 品名 | 数量 | 量 |
| | | | |
| 廃棄の年月日 | | | |
| 廃棄の場所 | | | |
| 廃棄の方法 | | | |
| 廃棄の理由 | | | |
| 上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。 | | | |
| 年月日 | | | |
| 住所 | | | |
| 氏名 | | | |
| 地方厚生（支）局長 殿 | | | |

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

別記様式9

大麻事故届

| 免許証の番号 | 第号 | 免許年月日 | 年月日 |
|---|----|-------|-----|
| 事故が生じた大麻 | 品名 | 数量 | |
| 事故の発生状況 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 10px;">事故発生年月日 場所、事故の種類、盗難の場合は警察通報の有無</div> | | | |
| 上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 年月日 住所 氏名 地方厚生（支）局長 殿 | | | |

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第1号様式(法第5条、第13条第1項関係)

| | | |
|--------------------|---------------|----------|
| 収入印紙 〔大臣免許に限る。〕 | 大麻草 〔採取研究〕 | 栽培者免許申請書 |
|--------------------|---------------|----------|

| | |
|--|-----------------|
| 栽培地 | 数 位 置 面 積 |
| 目的 | |
| 計画概要 | |
| 業務管理体制 | |
| 備考 | |
| 上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 年 月 日 | |
| 住 所 〔法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。〕 氏 名 〔法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。〕 生年月日 〔法人又は団体を除く。〕 | |
| 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿 | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 収入印紙は、大臣免許に係る申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
- 3 栽培地が複数ある場合には、栽培地ごとに位置、面積の欄を追加して記載すること。

【省令】別記第3号様式(法第12条の4条第1項、第17条第1項関係)

大麻草
研究
採取
栽培者免許取消届

| | | | |
|--|----|-------|-----|
| 免許証の番号 | 第号 | 免許年月日 | 年月日 |
| 免許証の種類 | | | |
| 免許証返納の理由 及びその年月日 | | | |
| 現在の大麻草の 作付面積 | | | |
| 現に所有する大麻の 品名及び数量 | 品名 | 数量 | |
| | | | |
| 現に所有する 大麻草の纖維の 数量 | | | |
| 備考 | | | |
| 上記のとおり、免許の取消しを受けたいので、免許証を添えて届け出ます。 年月日 住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。） 氏名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名を含む。） 厚生労働大臣（地方厚生（支）局長、都道府県知事） 殿 | | | |

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第4号様式(法第12条の4第3項、第17条第1項関係)

大麻草
〔採取
研究〕栽培者死亡等届

| | | | |
|-----------------|-----|-------|-----|
| 免許証の番号 | 第号 | 免許年月日 | 年月日 |
| 免許証の種類 | | 氏名 | |
| 届出の理由 | | | |
| 栽培地 | 所在地 | | |
| | 名称 | | |
| 現在の大麻草の作付面積 | | | |
| 現に管理する大麻の品名及び数量 | 品名 | 数量 | 量 |
| | | | |
| 現に管理する大麻草の繊維の数量 | | | |
| 備考 | | | |

上記のとおり、免許証を添えて届け出ます。

年月日

住所
〔法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地を含む。〕
届出義務者続柄
氏名
〔法人又は団体にあっては、名称及び役員の氏名を含む。〕

厚生労働大臣(地方厚生(支)局長、都道府県知事) 殿

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【省令】別記第5号様式(法第15第1項関係)

大麻草研究栽培者の年間報告書

| 免許証番号 | 第号 | 免許年月日 | 年月日 | | |
|---|---------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------|----|
| 大麻草の作付面積 | | | | | |
| 大麻の品名 | 当該有効期間の初日に所持した大麻の数量 | 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の数量 | 当該有効期間中に譲り渡し、又は廃棄した大麻の数量 | 当該有効期間の末日に所持した大麻の数量 | 備考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 上記のとおり、報告します。 年月日 住所 氏名 生年月日 厚生労働大臣(地方厚生(支)局長) 殿 | | | | | |

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【麻向法施行規則】別記第11号様式(第十条関係)

麻　　薬　　廃　　棄　　届

| | | | |
|---|-------|-------|---------|
| 免　　許　　証　　の　　番　　号 | 第　　号 | 免許年月日 | 年　　月　　日 |
| 免　　許　　の　　種　　類 | | 氏　　名 | |
| 麻薬業務所又は 麻薬の所在場所 | 所　在　地 | | |
| | 名　　称 | | |
| 廃　　棄　　し　　よ　う　　と　　す　　る 麻　　　　　　　　薬 | 品　　名 | 数　　量 | |
| | | | |
| 廃　　棄　　の　　年　　月　　日 | | | |
| 廃　　棄　　の　　場　　所 | | | |
| 廃　　棄　　の　　方　　法 | | | |
| 廃　　棄　　の　　理　　由 | | | |
| 上記のとおり、廃棄したいので届け出ます。 年　　月　　日 住　所 法人にあつては、主 たる事務所の所在地 届出義務者続柄 氏　名 (法人にあつては、名称) 都道府県知事 殿 | | | |

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

【麻向法施行規則】別記第16号様式(第十二条関係)

| 麻 薬 譲 受 証 | | | | | 年 月 日 | |
|---|-------------|-----|-------------------|-----|-------|-----|
| 譲 受 人 の 免 許 証 の 番 号 | 第 号 | | 譲 受 人 の 免 許 の 種 類 | | | |
| 譲受人の氏名(法人にあつては、名称) | | | | | | (印) |
| 譲受人が麻薬診療施設の開設者又は 麻薬研究施設の設置者の場合は、当該 施設において麻薬を管理する麻薬管 理者、麻薬施用者、麻薬研究者 | 免 許 証 の 番 号 | 第 号 | 氏 名 | | | |
| 麻薬業務所又は大 麻草栽培者が大麻 を業務上取り扱う 事 務 所 | 所 在 地 | | | | | |
| | 名 称 | | | | | |
| 品 名 | 容 量 | 箇 数 | 数 量 | 備 考 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

【麻向法施行規則】別記第17号様式(第十二条関係)

| 麻 薬 譲 渡 証 | | | | 年 月 日 |
|---|-------|-------------------|-----|-------|
| 譲 渡 人 の 免 許 証 の 番 号 | 第 号 | 譲 渡 人 の 免 許 の 種 類 | | |
| 譲渡人の氏名(法人にあつては、名称) 印 | | | | |
| 麻薬業務所又は大麻草栽培者が大麻を業務上取り扱う事務所 | 所 在 地 | | | |
| | 名 称 | | | |
| 品 名 | 容 量 | 箇 数 | 数 量 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 余白には、斜線を引くこと。

大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【免許】

Q 1 大麻草研究栽培者免許は、研究目的や研究計画を定めれば誰でも取得できますか。

A 研究と称すれば全ての方が免許を取得できるということではありません。以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- ① 大麻草の性質の研究、大麻草の品種の維持及び改良、大麻草の製品の研究等、学術的な目的・意義を有していること。
- ② 大麻草の栽培について、研究目的や研究計画に照らして適正なものであること。
- ③ 申請者が研究機関に所属している者である等、経歴、実績等から見て、研究を継続的に行い、その成果を得ることが一定程度望める者であること。

【大麻草栽培規制法第 13 条第 1 項】

Q 2 大麻草研究栽培者免許は法人として取得することができますか。

A できません。大麻草研究栽培者は自然人のみが取得できます。

【大麻草栽培規制法第 13 条第 1 項】

Q 3 大麻の研究に関して、大麻研究者免許、大麻草研究栽培者免許、麻薬研究者免許の違いは何ですか。

A 差異は以下のとおりです。

| | 大麻研究者 | 大麻草研究栽培者 | 麻薬研究者 |
|------------|---|---|---|
| 免許者 | 都道府県知事 | 各地方厚生（支）局長 | 都道府県知事 |
| 申請先 | 各都道府県薬務主管課 | 各地方厚生（支）局麻薬取締部 | 各都道府県薬務主管課 |
| 行うことができる研究 | <ul style="list-style-type: none">・大麻草の栽培・大麻草の研究・大麻成分の抽出・大麻の成分研究 | 大麻草の栽培及びそれに附隨する行為 | <ul style="list-style-type: none">・大麻成分の抽出・大麻の成分研究・大麻草の研究 |
| できないこと | | <ul style="list-style-type: none">・大麻成分の抽出・大麻の成分研究 | 大麻草の栽培 |

別添 3

Q 4 大麻研究者が、今回の法改正によって麻薬研究者免許を取得しなければならない場合というのは、具体的にどのような場合ですか。

A 今回の法改正で、これまでの大麻研究者の研究資格は、大麻草研究栽培者となり、この資格ができる研究の範囲が変わります。

大麻草研究栽培者は、大麻草を研究する目的で大麻草を栽培する者をいうものとされており、大麻草研究栽培者が行うことができる行為は、栽培方法の開発や大麻草の品種改良等の大麻草を研究する目的での栽培（及びこれらに附隨する行為）となります。したがって、大麻草としての形状を有したままの研究であれば大麻草研究栽培者の資格でも行えますが、大麻草の成分（THC、CBDなど）の抽出を伴う研究など大麻草としての形状を有しないものを研究する場合は、大麻草研究栽培者ではなく麻薬研究者の資格が必要です。

Q 5 大麻研究者として所持している液状や粉末状の大麻は、大麻草研究栽培者になった場合、そのまま所持し続けることはできますか。

A できません。麻薬研究者免許が必要です。

このため、大麻研究者として大麻を栽培し、液状や粉末状の大麻を所持している方は、法改正後においては大麻草研究栽培者免許に加え、麻薬研究者免許も取得する必要があります。

Q 6 麻薬研究者免許を取得している場合は、大麻研究者として所持している液体や粉末状の大麻は、本人が所属している麻薬研究施設の設置者に譲渡することになるのですか。帳簿の記載方法を教えてください。

A 施行日に限り、現在、大麻研究者として所持しているものは、そのまま特段の手続きを要することなく、麻薬研究者でもある自分に引き継がれます。麻薬研究者の帳簿には、備考欄に「法施行に伴い、大麻研究者からの引継ぎ」と記載してください。

【大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する法第10条第1項】

Q 7 栽培を伴わない大麻の研究については、法施行後は、麻薬研究者の免許により研究を継続することになりますか。

A そのとおりです。

Q 8 法施行後において、大麻草の栽培は行わず、研究のため大麻の標本を作ることにしており、大麻草の成分を抽出する等の行為は行いませんが、麻薬研究者の免許が必要ですか。

別添 3

A そのとおりです。栽培を伴わない大麻の研究のみを行う場合は、麻薬研究者の資格が必要です。

ただし、大麻草研究栽培者免許の免許期間中に作成又は譲り受けた大麻の標本については、その後も大麻草研究栽培者免許を継続するのであれば、麻薬研究者免許を取得することなく、所持することが可能です。

Q9 法施行前に、大麻研究者として、乾燥大麻と大麻樹脂を管理している場合、法施行時に乾燥大麻と大麻樹脂は、みなしだ大麻草研究栽培者と麻薬研究者のどちらの免許により保管すべきですか。

A 大麻樹脂にあっては、大麻草の形状を有しないため、法施行時に THC 類(麻薬)となりますので、麻薬研究者免許で保管してください。

乾燥大麻については、大麻草の形状を有しているため、みなしだ大麻草研究栽培者、麻薬研究者のどちらの免許でも保管可能です。

なお、大麻草研究栽培者免許を取得予定がない場合は、法施行時に麻薬研究者免許による保管が推奨されます。

Q10 自ら栽培した大麻の研究には、大麻草研究栽培者免許のみで可能ですか。

A 研究の目的・手段等により、麻薬研究者の免許が必要な場合がありますのでご注意ください。詳細は、上記Q 4をご覧ください。

Q11 免許申請時に提出する「業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及びや写真」は、どのような資料が必要ですか。

A 業務上大麻を取り扱う事務所の位置が分かる周辺地図や、事務所の内部構造等を記した図面、事務所の外観及び内観を撮影した写真が必要です。

なお、事務所内に保管場所等を設ける場合は、それらの位置関係が分かるように図面を記載し、また写真を撮影してください。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項第9号】

Q12 宣誓書の氏名部分は自筆である必要がありますか。

A 自筆で行ってください。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項第3号】

Q13 医師の診断書には、医師の押印が必要ですか。

別添 3

A 省略可能です。ただし、押印の有無にかかわらず、免許審査において必要に応じて診断書の真正性を確認される場合があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項第2号】

Q14 大麻草研究栽培者の栽培地が複数の麻薬取締部の管轄地に及ぶ場合は、それぞれの地方厚生（支）局麻薬取締部に免許申請をする必要がありますか。

A そのとおりです。それぞれの栽培地が異なる麻薬取締部の管轄にある場合は、それぞれの栽培地を管轄する麻薬取締部に免許申請をする必要があります。

なお、大麻草研究栽培者がそれぞれの栽培地において、栽培地を実地に管理する必要があります。

【大麻草栽培規制法施行規則第9条第1項】

Q15 大麻草研究栽培者は、専ら補助者に栽培を任せることは可能ですか。

A できません。大麻草の栽培については、大麻草研究栽培者自身が、実地に管理することが必要です。「実地に管理」とは、現場で直接かつ専従に行うことを意味します。つまり、栽培業務の常勤であることが必要であります、不在時において、当該栽培に従事させる補助者に不在時の状況を報告させることや、監視カメラなど栽培地の出入りを記録すること等で不在時の状況を確認することができる場合を含むものと考えます。

したがって、大麻草研究栽培者自身が実地に管理せずに、専ら補助者に栽培管理を行わせることはできません。

Q16 大麻草研究栽培者免許は大麻草栽培規制法の施行日以降でなければ申請することはできませんか。

A 施行日前であっても、免許申請ができます。麻薬取締部において令和6年11月13日から申請を受け付けます。免許の交付は施行日以降となります。

【大麻草栽培規制法第13条第1項】

【大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第6条】

Q17 栽培地は屋内でも屋外でもいいですか。

A 屋内でも屋外でも構いません。ただし、 $\Delta 9 - \text{THC}$ の濃度が高い大麻草を屋外で栽培する場合には、Q19の②のような措置をとってください。

別添3

Q18 $\Delta 9 - \text{THC}$ の濃度が高い大麻草か低い大麻草かはどのように判断すればいいですか。

A 種子を入手する際に、相手先にその大麻草の種子の濃度をご確認ください。それを担保する書類等があることが推奨されます。なお、 $\Delta 9 - \text{THC}$ の濃度が 0.3%を超えないものを低濃度の大麻草と判断します。

情報がなく、どちらかわからない場合は、高濃度の大麻草として取り扱ってください。

Q19 屋外で大麻草を栽培する場合、盗難防止対策として何を備えなければなりませんか。

A 屋外での栽培の場合、栽培地に第三者が侵入するリスクが高まりますので、栽培する大麻草の特性に応じて以下の措置をとって下さい。

① 栽培する大麻草の $\Delta 9 - \text{THC}$ の濃度が低いものである場合、下記盗難防止措置のアからウまでのいずれかの措置及び盗難にあった場合の措置を満たしてください。

(盗難防止措置)

ア 栽培地が人目に付きにくい場所であって、敷地境界線から十分に離れた場所であること。

イ 栽培地に、第三者が容易に近づくことができないような設備（ネット、柵、人感センサー、防犯カメラ、看板等のいずれか又はこれらを組み合わせたものを設置）が設けられていること。

ウ 栽培地の周囲を大麻草と同等以上の高さの他の植物で囲うか、目隠しに十分な柵や塀を設けるなどの措置を講じること。

(盗難にあった場合の措置)

栽培者の住居又は大麻を業務上取り扱う事務所が、栽培地等において盗難等があった場合に迅速な対応ができる距離に位置し、栽培者自ら（栽培者が不在の場合は、栽培者から具体的な指示を受けた補助者を含む。）が対応すること。

② $\Delta 9 - \text{THC}$ の濃度が高い又は濃度が不明な大麻草を栽培する場合は、下記盗難防止措置のアからウまでのいずれかの措置、エ又はオの措置及び盗難にあった場合の措置を満たしてください。

(盗難防止措置)

ア 栽培地が人目に付きにくい場所であって、敷地境界線から十分に離れた場所であること。

別添3

イ 栽培地に、第三者が容易に近づくことができないような設備（ネット、柵、人感センサー、防犯カメラ、看板等のいずれか又はこれらを組み合わせたものを設置）が設けられていること。

ウ 高さ2メートル以上の堅牢な高い柵、塀などを設けること。

エ 大麻草の栽培地及び施設への出入りの記録等の管理がなされること。

オ 栽培地及び施設に警報システム、記録（録画）システムを設けていること。

（盜難にあった場合の措置）

栽培者の住居又は大麻を業務上取り扱う事務所が、栽培地等において盜難等があった場合に迅速な対応ができる距離に位置し、栽培者自ら（栽培者が不在の場合は、栽培者から具体的な指示を受けた補助者を含む。）が対応すること。

Q20 栽培地等において盜難があった場合に「迅速な対応ができる距離」とはどれくらいですか。

A 栽培者（栽培者が不在の場合は、栽培者から具体的な指示を受けた補助者を含む。）の住居又は大麻草を業務上取り扱う事務所が、車両等を利用して数時間以内に栽培地等に到着できる距離をいいます。

Q21 「実地に管理」とは具体的にはどのような管理ですか。

A 「実地に管理」とは、Q15記載のとおりです。具体的には、以下のようなことが可能な場合において「実地に管理」しているものと判断できるものと考えます。

- ・栽培地において、大麻草の生育状況を確認していること。
- ・盜難防止システムに異常を検知した場合や不審者情報等があった場合に、速やかに確認が能够すること

【栽培地】

Q22 大麻草を屋内で栽培する際、「同一ビル内複数階で栽培する場合」や「同一フロア内の複数箇所で栽培する場合」において、複数の栽培地として認識する必要がありますか。

A 各栽培地が接続している場合においては一つの栽培地として認識して構いません。ただし、ビル全体が研究施設ではない場合において、栽培地の階が異なっているときなどは、栽培地が接続しているとはいえないため、複数の栽培地として認識する必要があります。

別添3

Q23 栽培地となる土地が登記簿上分筆されており、地番が異なる場合でも、その土地同士が接続しており、管理に一体性があると判断できる場合、一つの栽培地として差し支えないですか。

A 一つの栽培地として問題ありません。
その際、栽培地の所在地には該当する土地の複数の地番を記載してください。

Q24 栽培地が公道や河川等により分断されている場合でも一括して栽培を管理する場合には、一つの栽培地として差し支えないですか。

A 栽培地が接続している場合のみ、一つの栽培地とするのが原則ですが、当該栽培地を行き来する際、第三者の土地を経由しない場合においては、一つの栽培地と考えます。

Q25 栽培地の一部分を「業務上大麻を取り扱う事務所」として利用してよいですか。

A 構いません。
その場合、栽培地から事務所へ大麻草を持ち出す際の持出し許可は不要です。なお、この事務所から栽培地外に持ち出す際には、持出し許可が必要となります。

Q26 栽培地の面積を記載する場合は、作付面積の記載でよいですか。また、複数の栽培地がある場合は、その合算で差し支えないですか。

A 作付面積を記載してください。
栽培地が複数ある場合は、その作付面積の合算を記載してください。

Q27 「事務作業スペース」とはどのようなものですか。なぜ事務作業スペースの分離が必要なのですか。

A 事務作業スペースとは、大麻の保管施設とは別に帳簿の記載等、大麻を取り扱わない業務を行うスペースのことをいいます。保管施設等と事務作業スペース等の分離は、研究用に採取した大麻が、備品に紛れて紛失する等の事故を防ぐために必要となります。

【報告】

Q28 大麻の帳簿等に記載する「品名」はどのように記載すればいいですか。

別添 3

A 品種ごとに区別が付くように記載してください。品種が不明な場合等は、「栽培年（西暦）－特定の番号」（例、「2025-1」）等個々の大麻が識別できるように品名を記載してください。

【大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する法第10条第1項】

Q29 譲り受けた大麻の数量はキログラム又はグラム単位で計上することとなっていますが、大麻草（ロックウールやプランターに入れられた状態）を譲り受けた場合も重量で報告しなければならないですか。

A 生育中の大麻草については本数で計上してください。

【大麻草栽培規制法第15条】

【栽培】

Q30 扉に施錠ができるビニルハウスは、大麻の保管設備として必要な「鍵をかけた設備」として認められますか。

A 質問のビニルハウスが専ら栽培に供されている設備の場合、「大麻を業務上取扱う事務所内」とはいえず、認められません。大麻草研究栽培者が大麻を保管する場所として認められているのは、「当該大麻を業務上取扱う事務所内」の鍵をかけた設備内とされています。

【大麻草栽培規制法第16条】

【持出し】

Q31 大麻の持出し許可はどのようなときに必要になりますか。

A 大麻を栽培地以外の場所に移動させる場合に必要になります。

例えば、他の大麻草栽培者や麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合などがあります。なお、免許取得時に栽培地の数を複数登録した場合は、その栽培地間で大麻を移動させる場合でも、持出し許可を受ける必要があります。

「大麻を業務上取り扱う事務所」が同じ栽培地内に存在していれば、この場所への移動については持出し許可を受ける必要はありませんが、栽培地外であれば許可を受ける必要があります。

なお、大麻草を栽培地から持ち出して他の大麻草栽培者等に譲渡する場合は、大麻の持出し許可に加えて、麻向法第32条に基づく麻薬の譲受証・譲渡証の交換が必要となります。

【大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する法第11条】

Q32 大麻の持出し許可は、大麻を栽培地外に持ち出す都度、許可を得る必要

別添 3

がありますか。

A 原則、持出しの都度許可を得る必要がありますが、採取時期など一定期間中に複数回の持出が想定される場合は、一定期間(例えば1月単位)の持出し許可を事前に受けることが可能です。

この場合、持出し時期・量等の見込みに目途が立った段階で麻薬取締部までご相談ください。

【大麻草栽培規制法第17条第1項において準用する法第11条】

【保管】

Q33 大麻草研究栽培者が採取した大麻は麻薬にあたるということですが、当該大麻の保管は麻向法の規定が適用されますか。

A 大麻の保管については、大麻草の栽培に附隨する業務であることから、麻向法ではなく、大麻草栽培規制法にて規制を設けております。採取した大麻の保管は大麻草栽培規制法第16条で保管義務の規定を設けており、麻向法の規定は適用されません。

なお、採取した大麻から麻薬研究者の資格でTHCを抽出する等した場合には、当該THCの保管は、麻向法の規定が適用されます。

【大麻草栽培規制法第16条】

【麻向法第34条】

Q34 採取した大麻は、麻薬研究者の資格で保有する他の麻薬と同じ場所に保管してもよいのですか。

A 麻薬研究施設内の「鍵をかけた堅固な設備」に保管するのであれば、採取した大麻を他の麻薬と一緒に保管しても構いません。

【大麻草栽培規制法第16条】

Q35 大麻草研究栽培者のみに大麻の保管に関する規定がありますが、大麻草採取栽培者に当該規定がないのはなぜですか。

A 大麻草採取栽培者は収穫した大麻草を速やかに利用可能な種子又は成熟した茎を分離、加工することが想定され、葉や花穂などは廃棄されているため、分離や加工の工程以降は、大麻を保管する必要がないことから、大麻取締法の大麻栽培者と同様に保管に関する規定を設けておりません。

【大麻草栽培規制法第16条】

【譲渡し】

Q36 採取した大麻を、栽培地を管轄する麻薬取締部とは別の麻薬取締部の管

別添 3

轄内の大麻草栽培者、麻薬研究施設の設置者に譲り渡してもよいですか。

A 構いません。

【麻向法第 24 条第 1 項第 4 号】

Q37 麻薬譲渡証と麻薬譲受証は、メール等で交付し、電子媒体で保管してもよいですか。

A 構いません。ただし、立入検査等の際にすぐに確認できるようにして下さい。

【麻向法第 32 条第 2 項】

【廃棄】

Q38 法第 17 条第 1 項において準用する法第 12 条の 5 第 1 項における「免許期間満了者等」が、これらの事由の生じた日から 50 日以内に所有する大麻を廃棄する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 免許期間満了者等は大麻草栽培者ではないため、麻向法第 29 条に基づき、麻向法省令第 10 条に規定する別記第 11 号様式の麻薬廃棄届を当該大麻の所在場所を管轄する都道府県知事に提出した上、都道府県職員の立会いの下、所有する大麻を廃棄してください。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する法第 12 条の 5 第 1 項】

【麻向法第 29 条】

Q39 大麻の廃棄の際、一般廃棄物収集運搬業許可業者に、委託し処理場まで運搬してもらうことは可能でしょうか。

A 問題ありません。ただし、栽培地外での廃棄は、あらかじめ廃棄届を提出した上で、麻薬取締部の職員の立会いが必要になりますので、管轄の麻薬取締部にご連絡下さい。この場合は帳簿への立会人の署名（記名押印）は必要ありませんが、麻薬取締部の職員が立ち会った旨について記載してください。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する法第 12 条第 2 項】

Q40 栽培地内で大麻を廃棄する時、立会人は必要ですか。

A 大麻の不正流通防止の観点から、原則として立会人を確保の上、廃棄して下さい。この場合、帳簿に立会人の署名（記名押印）を記載して下さい。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する法第 12 条第 1 項】

別添 3

【帳簿】

Q41 「帳簿」は、市販のソフトウェアを利用してコンピュータ上で管理してもよいですか。

A 構いません。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する法第 10 条第 1 項】

Q42 コンピュータを用いて作成した帳簿の訂正はどのようにすればよいですか。

A 訂正方法については問いませんが、訂正したことが記録として残るよう、備考欄に訂正内容を記載してください。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する法第 10 条第 1 項】

Q43 大麻の帳簿や麻薬譲渡証、譲受証は 2 年間の保存義務が課せられていますが、業務廃止をすれば、その義務がなくなるのですか。

A 業務廃止をしてからも 2 年間は保存義務が課せられていますので、大切に保管してください。

【大麻草栽培規制法第 17 条第 1 項において準用する法第 10 条第 2 項】

【麻向法第 32 条第 3 項】

【事故】

Q44 大麻の事故とは、どのようなことをいうのですか。

A 大麻の事故とは、大麻が適法な使用、廃棄等を原因とせず、有るべきところからなくなることをいいます。例えば、保管庫に保管している大麻が紛失した、栽培中の大麻草が盗難された等があります。

【大麻草栽培規制法 17 条第 1 項において準用する法第 12 条の 2 第 1 項】

Q45 法第 17 条第 1 項において準用する法第 12 条の 2 第 1 項では、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに厚生労働大臣に届け出なければならないとされているが、警察に通報しても当該届出が必要ですか。

A 厚生労働大臣（届出先は麻薬取締部）に届け出ることは法定事項ですので、警察に通報したとしても必ず届け出てください。

【大麻草栽培規制法 17 条第 1 項において準用する法第 12 条の 2 第 1 項】